

飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月20日

提 出 者	飯塚市議会議員	道 祖	満
賛 成 者	飯塚市議会議員	田 中	武 春
	〃	瀬 戸	光
	〃	平 山	悟
	〃	佐 藤	清 和

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、飯塚市議会の議員の定数を24人と定めるため、本案を提出するものである。

飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

飯塚市議会の議員の定数を定める条例(平成20年飯塚市条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則中「28人」を「24人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

飯塚市議会の議員の定数を定める条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、飯塚市議会の議員の定数は、<u>24人</u>とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。</u></p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、飯塚市議会の議員の定数は、<u>28人</u>とする。</p>